「TICAD-NGO 連絡グループ」取り決め事項

「市民ネットワーク forTICAD」の活動を引き継ぎ、2020年4月1日に以下のグループを設立します。

(1) 設立するグループの概要

- a) 目的:本グループは、「アフリカ開発会議」(以下、「TICAD」)について、関心のある NGO 他の非営利団体間で情報交換を行うことを目的とします。
- b) 名称: (日本語) TICAD-NGO 連絡グループ (英語) JAPAN NGO Liaison Group for TICAD
- c) 活動期間: 当面、2020年4月1日から2021年3月31日までの一年間とします。その後の継続及び解散の如何については、当該期間中に行う「メンバーシップ情報交換会」にて決定します。¹
- d) 運営および活動に関する機関:本グループの運営及び活動の調整を行う機関として事務局を特定非営利活動法人アフリカ日本協議会に置きます。また、特定の業務において事務局を補佐するために、必要に応じて、会員の中から「業務担当」を設置します。本グループ発足時は2020年3月31日時点の市民ネットワーク for TICAD 世話人が担います²。
- e) 構成員:「市民ネットワーク for TICAD」の構成員のうち、希望する構成員(団体及び個人)は連絡があった時点でそのまま入会とします。また、新規に構成員となることを希望する団体もしくは個人は、その旨を事務局に連絡し、以下の要件を満たしていることを事務局が確認します
 - 1 法人の場合は法人格の有無に関わらず特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立要件 (別添参照)に合致していること
 - 2 事務局が作成した入会届けの用紙に記入をしてもらうこと
- f) 財産:2020年3月31日時点での市民ネットワーク for TICAD の財産を本グループに移譲 します。1年間に10万円を目安にTICAD に関連する活動(ウェブサイト等1万円、閣僚 会合会議室代、メンバーシップ情報交換会開催費等3~4万円、交通費等補てん5万円程 度)のために支出し、2021年に開催するメンバーシップ情報交換会で報告します。

(2) 設立するグループの活動その他

¹ その後、2021 年~24 年の間、年度末に同グループの会合を開催し、毎年、活動の継続を決定している。

 $^{^2}$ その後、2024 年度現在までの間、継続して「市民ネットワーク for TICAD」世話人が「業務担当」を担っている。

- a) 活動:本グループは、以下の活動を行います。事務局は、同活動を可能とする基盤の整備 に努めます。
 - 1 TICAD に関する構成員間のメーリングリスト等の設置
 - 2 上記(ア)のメーリングリスト等を活用した、TICAD に関する構成員間の情報交換
 - 3 TICAD 共催者や関係機関からの問い合わせ、依頼等についての構成員への伝達や調整
 - 4 その他、TICAD に関する事項
- b) ウェブサイト: 市民ネットワーク for TICAD のウェブサイトは、解散の旨の告知をトップページに掲載したうえで、記録として残します。メーリングリストは新グループの名称(ドメインは同じ)でつくり、継続希望者を残し、継続希望の連絡がないアドレスは一旦、メーリングリストから削除します
- c) その他の事項:その他、本グループに関する事項として、以下の事項を定めます。
 - (ア)会費等: 本グループは構成員からの会費は徴収しません。
 - (イ)事業の受託等:本グループは、原則として、TICAD 共催者を含む外部団体からの事業の受託等は原則として行いません。
 - (ウ)会合の開催等:本グループは、b) で定める活動期間内に、構成員間の意見交換を図るため、「メンバーシップ情報交換会」を開催します。
 - TICAD 閣僚会議等が開催される場合は、その後に一回
 - 2021 年 2 月頃をめどに、本グループの継続または解散等について討議するため に一回

以上

1. TICAD NGO 連絡グループ 事務局 (2024 年度現在)

(特活) アフリカ日本協議会

- 住所:東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル3F
- 電話:03-3834-6902、FAX:03-3834-6903
- 電子メール: info.jcnt@gmail.com

2. TICAD NGO 連絡グループ 業務担当(2024 年度現在、五十音順)

- 稲場雅紀 (アフリカ日本協議会 共同代表・国際保健部門ディレクター)
- 高橋郁 (ウォーターエイドジャパン 事務局長)
- 米良彰子(世界の医療団日本 事務局長)

【別添】

特定非営利活動促進法に準じた特定非営利活動法人の設立要件

以下は、「特定非営利活動促進法」で規定する特定非営利活動法人(NPO法人)の設立要件です。 なお、当グループ入会にあたり法人格の有無は問いません。

- この団体の主たる活動内容は、特定非営利活動促進法が定める 20 分野のいずれかに該当します。
- この団体は、不特定多数の利益の増進に寄与するために活動します。
- この団体は、営利を目的としません。
- この団体は、宗教や政治活動を主目的としません。
- この団体は、特定の政党や候補者の支援団体ではありません。
- この団体は、特定の政党のために利用しません。
- この団体は、特定の団体や個人の利益を目的としていません。
- この団体は、非営利活動に係る事業に支障を生じるほどの収益事業を行いません。
- この団体は、暴力団やその関連団体ではありません。
- この団体は、社員(会員)の資格に不当な条件はつけていません。
- この団体は、会員が10人以上います。
- この団体は、役員として理事3人以上、監事1人以上を置いています。
- この団体は、役員総数のうち報酬を受ける者の数は3分の1以内です。
- この団体のすべての役員は、法で定められた欠格事由に該当していません。
- この団体の役員のうち、同一親族が役員総数の3分の1を超えていません。